



平成 26 年 7 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社宮入バルブ製作所  
代表者名 代表取締役社長 平綿 孝之  
(コード番号 6495 東証第 2 部)  
問合せ先 総務部長 市 川 浩  
(TEL 03-3535-5575)

## 臨時株主総会招集のための基準日設定および臨時株主総会招集に関するお知らせ

当社は、平成26年7月25日開催の臨時取締役会において、臨時株主総会に係る基準日等について、下記のとおり決議しましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 臨時株主総会に係る基準日について

当社は、平成26年9月16日（火曜）開催予定の臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成26年8月15日（金曜）を基準日として定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その議決権を行使できる株主といたします。

- (1) 基準日 平成26年8月15日（金曜）
- (2) 公告予定日 平成26年7月31日（木曜）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします）  
<http://www.miyairi-valve.co.jp/>

#### 2. 臨時株主総会招集について

- (1) 開催予定日 平成26年9月16日（火曜）
- (2) 開催予定場所 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号  
東京国際フォーラム 会議室G701
- (3) 付議議案 第1号議案 取締役3名解任および役員退職慰労金不支給の件  
第2号議案 取締役3名選任の件  
第3号議案 監査役3名解任および役員退職慰労金不支給の件  
第4号議案 監査役3名選任の件

なお、上記議案の詳細につきましては、平成26年7月18日付「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」をご参照ください。

3. 請求理由およびそれに対する当社の見解

段落 (※)	請求理由 (転記)	当社の見解
1	<p>貴社の現代表取締役平綿孝之氏は、売上高の増大を期することを期待され貴社に入社し取締役役に就任したにもかかわらず、以来、業績は低迷し続け、ベトナムへの低品質バルブの輸出によるクレームの発生、労働基準監督署による立ち入り検査、及び主要取引先への一方的な取引停止を行うなど、その行動は目を覆うばかりであり、前向きな経営姿勢は全く伺えず株価は低迷を続けています。</p>	<p>平綿孝之氏は経営改善を進め、当社の利益体質を大幅に高めることに貢献しております。同氏が経営関与する前の当社会計年度3期間（平成18年4月1日～平成21年3月31日）では合計経常損失が1,062百万円に上りましたが、同氏関与後の直近3期間（平成23年4月1日～平成26年3月31日）の合計経常利益は456百万円となり、平綿孝之氏のリーダーシップのもとでの当社の経営改善努力が実っていることが明らかです。請求株主のご指摘に係る個別事案の経緯と解決状況については、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ) ベトナムでの製品クレーム（平成25年8月） メッキ不良による輸送途上の錆発生をベトナムの輸入先が発見し、製品交換を行うことで解決しました。その後の取引関係に影響はありませんでした。</li> <li>ロ) 労働基準監督署による立ち入り検査（平成25年8月） 立ち入り検査の結果、時間外労働の管理が不十分であるとの指摘を内容とする是正勧告を受領しました。それを受け、会社として残業記録を精査し、数ヶ月を遡った未払い残業代として1,598千円を支払うなどの是正措置を早急にとり、平成25年11月に是正報告を提出し是正手続きを完了しました。</li> <li>ハ) 主要取引先への取引停止（平成25年5月） 当該取引先の経営幹部より、当社の第68回定時株主総会に向けて役員選任の株主提案がありました。その内容は、当社の巨額損失計上の原因となった貸付金の実行に関わり、役員の仕事懈怠で提訴している元取締役2名（高橋章夫氏、新谷賢一氏）を候補者にしたものでした。当社としては、良好な商取引を継続するための信頼関係を一方的に破壊されたと考えましたので、信頼関係が修復されるまで当面の間、新規受注を見合わせたい旨の連絡を行いました。その後、取引を回復する旨の通知を行いましたので、当社としては一方的な取引停止を行ったと考えておりません。</li> </ul>

段落 (※)	請求理由 (転記)	当社の見解
2	去る6月27日開催の貴社定時株主総会での振る舞いは、株主の権利を無視しており、資金的にも意見公表の機会に関しても会社に比べ大きな制約を負う株主提案取締役候補者である佐野邦男氏、市原昭氏の両名が、株主の過半数の賛成票を得たという事実を尊重する姿勢は全く伺えず、取締役が会社の支配者であるがごときものでした。	当該定時株主総会において、会社提案議案として「取締役5名選任の件」が、株主提案議案として「取締役2名選任の件」が上程されたので、各議案を夫々決議すると、会社提案議案が否決され、株主提案が可決された場合には、会社法で定める最低人数の3名を満たすことが出来なくなりますので、やむを得ず議案毎の決議ではなく、7名の候補者の個別投票で選任を行う方式をとりました。その結果、7名の候補者がいずれも過半数の賛成を得たものの、会社の定款で取締役は5名以内と定められているため、得票率上位5名であった会社提案議案候補者5名が取締役として選任されました。
3	また、阿部忠樹氏は、このような状況を漫然と見過ごすばかりであり、新任取締役の西田憲司氏もバルブ製造業界の経験は全くないものと見受けられ、このままでは貴社取締役会が形骸化し平綿孝之氏の独裁的経営手法が継続されることは明らかです。	株主提案により解任を求められている取締役3名についての当社見解は【別紙】をご参照ください。
4	このような現状に鑑み、企業価値を向上させ株主の権利を尊重し復配への道筋をつけるためには、貴社業務および業界に精通した取締役を中心とした、製造業としての能力維持向上、社内秩序の回復、並びにコンプライアンス重視の経営姿勢確立が必要なことは明らかです。	株主提案により選任を求められている取締役3名についての当社見解は【別紙】をご参照ください。
5	また、常勤監査役である宮坂一夫氏はこのような取締役の行動を漫然と見過ごし、雨宮英明氏並びに北村恵美氏は、それぞれ法律および会計の専門家としての見地から取締役の行動を監視するべく株主から期待されているにもかかわらず、あろうことか取締役の行動を弁護し、あるいは漫然と見過ごすばかりであり、監査役会が株主から負託されている責務を果たしているとは到底いえません。	株主提案により解任を求められている監査役3名についての当社見解は【別紙】をご参照ください。
6	取締役から独立をし、取締役の影響を受けずに取締役の監視機関としての職務を果たすにふさわしい監査役を選任すべきです。	株主提案により選任を求められている監査役3名についての当社見解は【別紙】をご参照ください。
7	解任役員には、役員在任中の功績に報いるための役員退職慰労金の支給は、相応しくありません。	当社は、役員解任に反対しておりますので、役員退職慰労金議案を上程しておりません。

(※) 平成26年7月22日付、請求株主からの「臨時株主総会の招集請求書」の請求理由に記載された文章の段落を示しております。

【別紙】

株主提案	候補者	当社の見解
取締役解任	平綿孝之氏	平成 21 年 6 月に取締役として経営関与を始めてから、一貫して経営改善を推進し、利益体質を強化してきました。また、企業ガバナンスおよびコンプライアンス重視の経営に徹し、関与以前に毀損されていた株主資本の充実に努め、着実に復配への道筋を現実化しております。第 69 回定時株主総会においても、株主提案による取締役候補者であった佐野邦男氏、市原昭氏を超える票数により、株主の皆様の信任を頂いておりますので、会社として解任に反対します。
	阿部忠樹氏	長年にわたる事業会社経営で培われた知見が豊かであり、取締役会はもとより、当社の重要会議である業務運営会議においても会社経営および事業運営に関する活発かつ有益な助言を行っていただいております。当社の事業運営および企業ガバナンス、コンプライアンス重視の経営にとって不可欠の人物でありますので、会社として解任に反対します。
	西田憲司氏	国内外の金融機関に勤務した経験により、金融業務に関する知見が豊富なおうえ、以前に関与していた株式会社大泉製作所（2012 年 6 月東証マザーズ上場）で、上場準備担当役員（常務取締役）として上場準備プロセスを主導した経験により、事業会社の経営管理および企業ガバナンス、コンプライアンスに関する知見に優れております。当社の財務、資本政策、経営管理の担当役員として適任でありますので、会社として解任に反対します。
取締役選任	佐野邦男氏	当社は第 62 期～64 期（平成 18 年 4 月～平成 21 年 3 月）に投資有価証券の売却損および評価損の発生を主因として、大幅な赤字を連続して計上し（合計 5,965 百万円の当期純損失）、そのため、株主資本を大きく毀損しました。佐野邦男氏は平成 19 年 6 月に取締役就任の後、21 年 6 月に代表取締役に就任しておりますが、当社が大幅な赤字計上を余儀なくされた期間と同氏の取締役としての関与期間とがほぼ一致しております。当社のような製造会社が、有価証券投資の失敗により巨額の損失を計上することは、企業ガバナンスの欠陥があったと考えざるを得ず、関与取締役として経営責任があります。したがって、取締役候補者として不適格でありますので、会社として選任に反対します。 なお、佐野氏は、東京地方裁判所平成26年（ワ）第7768号損害賠償請求事件における被告です。事件の内容は以下（括弧参照）のとおりです。 （原告：当社。被告：佐野邦男氏、高橋章夫氏他 3 名。受付日：平成26年 3 月31日。訴額：1 億 5 千万円。提訴概要：35億 3 千万円の貸付について、取締役として賛同・推進し、会社に多額の損害を与えたという取締役の任務懈怠責任を求めるもの。）
	市原昭氏	平成 19 年 4 月より法務証券管理部次長として有価証券投資を担当の後、平成 20 年 4 月に経理部長に就任しております。役員に準ずる幹部社員として佐野邦男氏とともに上記有価証券投資に係る巨額損失の責任を免れず、企業ガバナンス、コンプライアンス重視の経営に相応しくない人物であり、取締役候補者として不適格でありますので、会社として選任に反対します。
	村松実氏	主な職歴が法律事務所の事務長でありますので、事業会社の経営に関する知見が薄いと思われます。取締役候補者として不適格です。会社として選任に反対します。

株主提案	候補者	当社の見解
監査役解任	宮坂一夫氏	他社を含めたバルブ業界で長年にわたり勤務してきた経験をもって、当社の業務内容を客観的に理解・評価しつつ、必要に応じて取締役および執行役員の業務運営を牽制する機能を十分に果たしております。会社として解任に反対します。
	雨宮英明氏	長年にわたる法曹界での活動により、法律の専門家としての知見はいうに及ばず、事業経営上の高い見識と人脈をも有しておられるため、当社の経営監視に必要な不可欠の人物であり、その実を上げられているため、会社として解任に反対します。
	北村恵美氏	会計士資格のみならず、不動産鑑定士、税理士の資格を有され、多面的な観点からの経営監視を行うために必要不可欠の人物でありますので、会社として解任に反対します。
監査役選任	井戸川成氏	<p>当社有価証券投資の失敗に係る巨額損失計上時期（第62期～64期）において監査役として関与しており、また特に、当社が弁済を求めて勝訴しましたMSエイジア（株）およびBMシンドウ（株）への総額35億3千万円に上る貸付金のうち、平成19年7月～平成20年6月の期間に9回にわたり実行されました合計25億3千万円について、常勤監査役として関与していた事実を勘案すると、企業ガバナンス、コンプライアンス重視の経営に相応しくない人物であり、監査役候補者として不適格でありますので、会社として選任に反対します。</p> <p>なお、井戸川氏は、東京地方裁判所平成25年（ワ）第16131号損害賠償請求事件における被告です。事件の内容は以下（括弧参照）のとおりです。 （原告：当社。被告：井戸川氏。受付日：平成25年6月20日。訴額：1億円。提訴概要：35億3千万円の貸付について、監査役として任務懈怠による損害賠償責任を求めるもの。）</p>
	佐藤忠宏氏	現在まで当社への関与がない弁護士であり、人柄、見識等について会社にとり不明の人物であります。かかる人物を監査役に選任しても十分な経営監視の機能を期待することは困難ですので、会社として選任に反対します。
	高橋章夫氏	<p>有価証券投資の失敗に係る巨額損失計上時期（第62期～64期）において、取締役、もしくは監査役として経営に関与しており、上記佐野邦男氏、市原昭氏、井戸川成氏とともに経営責任を負うべき人物であります。企業ガバナンス、コンプライアンス重視の経営に相応しくない人物であり、監査役候補者として不適格でありますので、会社として選任に反対します。</p> <p>なお、高橋氏は、東京地方裁判所平成26年（ワ）第7768号損害賠償請求事件における被告です。事件の内容は以下（括弧参照）のとおりです。 （原告：当社。被告：佐野邦男氏、高橋章夫氏他3名。受付日：平成26年3月31日。訴額：1億5千万円。提訴概要：35億3千万円の貸付について、取締役として賛同・推進し、会社に多額の損害を与えたという取締役の任務懈怠責任を求めるもの。）</p>

以上